

— 復興に関する情報をお届けします —

けせんぬま

復興ニュース

第145号 (平成30年8月1日発行)

海と
生きる

【発行】

気仙沼市秘書広報課

〒988-8501

宮城県気仙沼市八日町一丁目1-1

TEL: 0226-22-6600 内線 207・208

FAX: 0226-24-3566

E-mail: hishokoho@kesenuma.miyagi.jp

気仙沼市震災復興計画



✓ 震災遺構保存整備工事の進捗状況をお知らせします

■問い合わせ先/
震災復興・企画課
☎ 22-6600 内線 312

～ 気仙沼向洋高校旧校舎・(仮称)震災伝承館・岩井崎プロムナードセンター～

市では、「震災遺構(気仙沼向洋高校旧校舎等)」保存整備工事、「(仮称)震災伝承館」建築工事および「岩井崎プロムナードセンター」の災害復旧工事を行っています。

震災遺構の隣接地に整備(合築)する震災伝承館と岩井崎プロムナードセンターは、防災・減災教育の拠点施設としての機能を備えるほか、ジオパークをはじめ観光資源などを広く紹介するなど、多くの市民や観光客が利用できる施設として整備しています。

震災遺構保存整備工事は現在、コンクリートの劣化防止作業、見学ルートの整備、エレベーターの設置工事を行っています。また、震災伝承館とプロムナードセンターの整備は、基礎工事が完了し、鉄骨の組み立て工事を行っています。これらの施設は、平成31年3月のオープンを目指しています。



①整備が進む「震災遺構」・「(仮称)震災伝承館」と「岩井崎プロムナードセンター」の合築施設(7月下旬撮影)

✓ 気仙沼向洋高校が移転します

■問い合わせ先/
気仙沼向洋高校
☎ 22-1131 (仮設校舎)

今年創立117年目を迎える気仙沼向洋高校が、仮設校舎から新校舎へ移転します。同高校は震災により、階上地区の旧校舎が全壊し、気仙沼高校第2グラウンドに建設された仮設校舎で7年間学校活動を行っていました。

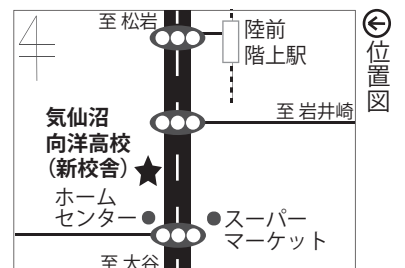
■移転日・新住所 / 8月24日(金)・市内長磯牧通78

■その他 / 移転に伴い、24日から連絡先が変更になります。《新校舎連絡先 ▶ ☎ 27-2311》

※移転日以降は、仮設校舎の連絡先が使用できませんのでご注意ください。



②気仙沼向洋高校新校舎



③位置図



✓平成32年度で 住宅再建事業が終了します

仮申し込みは
今年の12月末まで!!

被災した方の住宅再建などを支援する「がけ地近接等危険住宅移転事業」と「低炭素社会対応型浄化槽設置補助金」が平成32年度で終了します。制度を利用する場合には、【平成30年12月末】までに仮申し込みを行い、【平成32年12月末】までに工事を完了する必要があります。仮申し込みをしないと、補助が受けられなくなりますので、再建を予定している方は、お忘れのないよう、ご注意ください。

※各事業の申請用紙は問い合わせ窓口にあります。

🏠 がけ地近接等危険住宅移転事業

災害危険区域内の住宅から災害危険区域外へ移転する際に、住宅再建にかかる資金を借り入れた場合の利子相当額など、下記の限度額の範囲内で補助を受けられます。

■事業内容／市内の災害区域内で被災され、災害区域外(市内外問わず)で住宅再建する方に補助金を交付します。

■対象／市内の災害危険区域内で大規模半壊以上の判定を受けた方

■補助対象経費・補助金額／

利子補給※(上限額)			除却・移転費
建物	土地	敷地造成	
457万円	206万円	59万7千円	80万2千円

■その他／

※補助金の申請は、工事着工前(契約行為も含む)が条件となっています。

※1戸当たりの上限額は合計額の【802万9千円】になります。

■問い合わせ先／
住宅支援課
☎ 22-6600
内線 589・593

※利子補給とは、特定の融資を行なった金融機関に対して、その利子の一部または全部に相当する金額を給付すること。

🏠 「低炭素社会対応型浄化槽」設置補助金

■事業内容／再建にあたり、新たに浄化槽を設置する方に補助金を交付します。

■対象／震災により、住宅が「全壊」「大規模半壊」「半壊」の判定を受けた方

■対象となる浄化槽／低炭素社会対応型浄化槽※で下記補助基準に適合

人槽	補助金額	補助基準(定格消費電力)
5人用槽	33万2千円	52ワット以下
7人用槽	41万4千円	74ワット以下
10人用槽	54万8千円	101ワット以下

■その他／

・公共下水道など集合排水処理区域、補助基準などにより対象とならない場合があります。

・平成32年12月まで再建と併せて浄化槽を改造する予定のある方は、あらかじめ、今年の12月末までに仮申し込みが必要です。

■問い合わせ先／
環境課
☎ 22-6600
内線 342

※低炭素社会対応型浄化槽とは、ブロワー(送風機)の人槽ごとの定格消費電力がより少ない省エネ型浄化槽のこと。



✓ 災害義援金のご協力をお願いします

～ ともに復興へ ～

6月の突風、7月の豪雨により、西日本を中心に大きな被害が発生しました。市では、災害で被災された方々を支援するため、義援金を受け付けし、日本赤十字社を通じて被災地へ送付します。

みなさまの心あたたかなご協力をお願いします。

■問い合わせ先／

- ・社会福祉課
☎ 22-6600 内線432
- ・総務課
☎ 22-6600 内線221
- ・危機管理課
☎ 22-6600 内線261

■受付期間／

- 「平成30年滋賀県^{まいばら}米原市竜巻災害義援金」・・・9月28日(金)まで
- 「平成30年7月豪雨災害義援金」・・・12月31日(月)まで

※このほかに、現在受付中の国内義援金は下記のとおりです。

- 「平成28年熊本地震災害義援金」・・・来年3月31日(日)まで
- 「平成29年7月5日からの大雨災害義援金」・・・9月28日(金)まで
- 「平成30年大阪北部地震災害義援金」・・・9月28日(金)まで



■募金方法／

《現金での募金》

市役所正面玄関、唐桑・本吉総合支所保健福祉課、階上・大島出張所、市立病院、市立本吉病院の各窓口に募金箱を設置しています。受領証が必要な方は、各窓口(病院を除く)、市役所の場合は社会福祉課(ワン・テン庁舎2階)へお越しください。

《銀行振込での募金》

日本赤十字社または各県支部あてに直接送金をお願いします。
※詳しくは日本赤十字社のホームページをご覧ください。



✓ 本市による各地支援状況(7月末現在)

本市では、このたび被災された自治体に対し、次の支援を実施しています。

－ 大阪府北部を震源とする地震 －

大阪府^{おおさか}大阪市、^{すいた}吹田市、^{みのお}箕面市、^{たかつき}高槻市へ災害見舞金(各20万円)を贈呈しました。
この4市からは震災以降、本市への職員派遣などの支援をいただいています。

－ 平成30年7月豪雨への支援 －

広島県^{え たいま}江田島市に、飲料水(550ml)1万5,000本、栄養バランス食品5,000箱を支援物資として送りました。江田島市からは、職員派遣のほか、震災直後、大島航路の代替フェリーの提供などの支援をいただいています。

また、応援要請のあった広島県^{ふちゅう}府中市に、市職員3名を派遣しました。7月16日から22日まで、現地で災害対応にあたった職員らは、主に被災証明の窓口を担当しました。

なお、今後の市職員の派遣については、被災地の要請に基づいて、県と調整し、追加派遣も検討していきます。



✓ 新しい免除証明書を送付しました

国民健康保険一部負担金免除証明書
介護保険サービス利用者負担額免除証明書

■問い合わせ先／

☎22-6600

- ・保険課 内線376・389
- ・高齢介護課 内線406・479

平成29年度発行の免除証明書の有効期限は7月31日となっています。8月以降も免除の対象となる方には、8月から使用できる証明書を7月下旬に送付しましたので、ご確認ください。免除証明書が届いていない場合や、紛失した場合はお問い合わせください。

■8月から対象となる方／

- ・震災により住家が全壊、大規模半壊もしくは全焼した方で、平成30年度市県民税非課税世帯の方（住家が半壊でその住宅をやむを得ず解体し、被災者生活再建支援金の支給対象となった方を含む。）
- ・震災により主たる生計維持者が死亡、または行方不明の世帯だった方で、平成30年度市県民税非課税世帯の方

■免除期間／8月1日から来年3月31日まで

- ### ■その他／
- ・同一世帯に市県民税が課税されている方や税申告をしていない方がいる場合は該当しません。
 - ・転入や要介護認定の新規申請をされた方など、新たに対象となる場合は申請が必要となります。

✓ 震災拾得物リスト・写真データの閲覧を行っています

気仙沼復興協会では、震災時に市内で拾得された写真などを1点でも多く持ち主の方へお返しするため、気仙沼復興協会内での常時閲覧のほか、出張閲覧会を行います。思い出の品を探しに、どうぞお気軽にご来場ください。

■問い合わせ先／

気仙沼復興協会
☎27-3882

《出張閲覧会》

日程	時間	場所
8月2日(木)	午前9時30分から正午まで	内の脇コミュニティセンター
8月7日(火)	午前10時から午後2時まで	小原木公民館 談話ホール

※現物展示はしていません。パソコンでの閲覧となります。

※出張閲覧会開催日は、気仙沼復興協会内での閲覧はできませんので、各会場へお越しください。

✓ 休日無料法律相談会を開催

法テラス南三陸では、身の回りの法的トラブル（相続・金銭・労働・住まい・近隣・男女間の問題など）の解決をお手伝いするため、弁護士による無料の相談会を開催します。

■日時／8月12日(日) 午前10時から午後4時まで

■場所／気仙沼市社会福祉協議会 駐車場
(東新城二丁目1-2)

※移動相談車内での相談となります

■予約・問い合わせ先／

法テラス南三陸 ☎050-3383-0210

✓ 被災地におけるDV予防啓発講座を開催

黒川病院小児科の岩城^{いわき}医師を講師に迎え、DV、児童虐待に関する講座を開催します。この機会にDVなどについて学んでみませんか。

■日時／8月24日(金) 午後2時から4時まで

■場所／市ワン・テン庁舎大ホール

■内容／「小児科からみた児童虐待防止・DV・発達障害」

■申込方法／8月15日(水)までに電話またはEメールでお申し込みください。

■申し込み・問い合わせ先／

地域づくり推進課 男女共同参画推進室

☎22-6600 内線334

✉chiiki@kesenuma.miyagi.jp

